

研修 B**公文書管理法の下での
国の取組み等について**

国立公文書館

依田 健

平成21年7月に公布された公文書管理法（以下「法」という。）は平成23年4月に施行され4年余りが経過した。この研修では、これまで、国及び（独）国立公文書館（以下「館」という。）が行ってきた取組み、及び地方公共団体における取組み、等を紹介する。

1 国及び国立公文書館における主な取組**(1) 法の対象となる機関と文書**

法の対象となる機関は、行政文書及び法人文書を作成・管理する国の全ての行政機関及び独立行政法人等、及びそれらの文書の移管を受け特定歴史公文書等として保存し利用に供する国立公文書館等となっている。

法14条により、これらに含まれていない司法府及び立法府とは申合せにより移管を受けることが可能となっており、司法府とは、法公布直後の平成21年8月、内閣総理大臣と最高裁判所長官が申合せを締結し、裁判文書と司法行政文書の館への移管が始まったところである。しかし、立法府とは、未だに申合せが締結されていない。

また、法務省（検察庁）が保有する刑事事件に係わる「訴訟に関する書類」については、法附則7条により、法2章（行政文書の管理）の規定は適用しないが、司法文書に準じて法4章（歴史公文書等の保存、利用）の規定を適用することとなっており、平成26年8月、内閣総理大臣と法務大臣が申合せを締結し、館への移管が始まったところである。

国立公文書館等は、館の他に、宮内庁宮内公文書館、外務省外交史料館及び内閣総理大



国立公文書館 依田氏

臣が指定する施設（平成27年4月現在、日本銀行金融研究所アーカイブ、九州大学大学文書館等10施設）となっている。

(2) 行政文書・法人文書の作成・移管等

法9条及び12条により、行政機関及び独立行政法人等は公文書等の管理の状況について、毎年度内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣はその概要を公表することが義務付けられた。これによって、初めて我が国の公文書等の管理の状況が明らかになった。最新の状況は次のとおりである。

行政機関において保存されている行政文書のファイル数は、平成25年度末時点で約1,500万ファイルに上っており、平成25年度に作成されたものは約260万ファイル、同年度に満了したものは約280万ファイルとなっている。このうち国立公文書館等に移管されたものは約9,800ファイル、移管率（保存期間が満了したものに対する移管したものの割合）は0.3%となっており、法施行後0.3～0.5%で推移している。

また、独立行政法人等において保存されている法人文書のファイル数は、平成25年度末時点で約650万ファイルに上っており、平成25年度に作成されたものは約73万ファイル、同年度に満了したものは約89万ファイルとなっている。このうち国立公文書館等に移管されたものの移管率は1.2%となってお

り、法施行後0.7～1.2%で推移している（「平成25年度公文書等の管理の状況について」（内閣府公表資料）より）。

(3) 行政文書のレコードスケジュールと廃棄の協議

法5条5項により、行政機関では、行政文書ファイル等について、保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）を定める必要があり、平成25年度末時点で保存されているもののうち約9割がレコードスケジュールは設定済みとなっている（「平成25年度公文書等の管理の状況について」（内閣府公表資料）より）。

館では、各行政機関から内閣府に提出されたレコードスケジュールについて、内閣府から、適切に設定されているか否かの助言を求められており、これまでに助言した件数（平成23年度～26年度の累計）は約890万件に上っている。このうち、館から「保存期間満了時の措置の変更が適当」と意見した数は約2万件となっている。なお、館では、レコードスケジュールに係る助言について、今年度は300万件以上という目標を掲げて鋭意実施しているところである。

また、法8条2項により、行政機関（会計検査院を除く）では、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。

館では、各行政機関から内閣総理大臣に協議のあったものについて、内閣府からその廃棄の適否に係る助言を求められており、これまでに助言した件数（平成23年度～26年度の累計）は約700万件に上っている。このうち、館から「廃棄が不適當」などと意見した数は約3千件となっている。

(4) 特定歴史公文書等の保存

法15条により、特定歴史公文書等は、原則として永久に保存する必要がある。

館では、特定歴史公文書等を受け入れる際、かび・虫害を防ぐためのくん蒸処理等を行ったうえで、永久保存のための適切な措置を講じた専用の書庫（温度22℃、湿度55%、煙感知器、炭酸ガス消火、イナージェンガス消火、紫外線除去蛍光灯等）において保存している。また、電子公文書は、ウイルスチェック等を行ったうえで、長期保存フォーマットに変換して保存している（遠隔地バックアップ保存あり）。

また、保存と利用の両立を図るため、利用頻度が高いものや劣化が進行しているものなどを中心に複製物を作成するとともに、虫損や破れ、劣化等に対する修復を実施している。

目録については、受け入れてから1年以内に作成し公表しており、現在の館所蔵資料約137万冊全ての目録がインターネット上で検索可能となっている。

なお、法25条により、特定歴史公文書等を廃棄する場合には、内閣総理大臣に協議し同意を得なければならないが、館ではこれまでその実績はない。

(5) 特定歴史公文書等の利用の促進

法23条により、特定歴史公文書等を展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努める必要がある。

館では、いつでも、どこでも、だれもが、自由に、無料でインターネットを通じて館の保存する歴史公文書等を広く利用できるようにするため、計画的かつ積極的に所蔵資料のデジタル化を行っており、平成26年度末時点で閲覧可能な画像数は約1,800万コマ（所蔵資料全体の10.6%）となっている。

また、館の活動と特定歴史公文書等を保存・利用することの意義を理解していただくため、常設展のほか、春と秋に特別展、年間6回の企画展を開催しており、その中では、展示内容に関連する講演会の開催やギャラリートークを実施している。さらに、過去の展示会での展示資料をデジタルコンテンツに再構

築し館のホームページで公開したり、地方の公文書館等と連携した館外での展示会の開催、国立公文書館等同士で連携した展示会の開催等も行っている。特に今年は、米国のジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館と共催し「JFK - その生涯と遺産」展を開催したところである。

その他、小学生、中学生・高校生、大学生、教員、一般等と対象を分けて、館主催見学会を実施するとともに、各種見学も実施している。

(6) 研修

法32条により、館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対して、研修を行う必要がある。

館では、行政機関と独立行政法人等の職員を対象に、移管元機関の職員が誇りと愛着をもって文書を後世に残していくための意識改革を図り、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識・技能を習得・向上させるため、現用文書管理を中心とした公文書管理研修を実施しており、平成23年度～26年度の累計の受講者数は約3,300名に上っている。

また、全国の公文書館等職員を対象に、歴史公文書等を適切に保存し利用に供するために必要な専門的知識及び技能を習得・向上させるため、非現用文書管理を中心としたアーカイブズ研修を実施しており、平成23年度～26年度の累計の受講者数は約700名に上っている。

2 地方公共団体における取組

法34条により、地方公共団体は、「その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」とされている。

館において、地方公共団体の公文書館等の設置状況についてヒアリング等で調べた結果、平成27年7月時点で、都道府県では36、

政令指定都市では9、市区町村では27、計72の公文書館等が設置されているところである。

また、同様に、地方公共団体の公文書管理条例の制定状況についてヒアリング等で調べた結果、都道府県では4、政令指定都市では3、市区町村では10、計17の団体で制定されているところである。

3 館と地方公文書館等との連携

(1) 全国公文書館長会議の開催

館では、公文書館制度の円滑な運用、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るため、国及び地方公共団体が設置する公文書館等の長らの参集を求め、直面する諸問題についての協議を行うとともに、相互の緊密な連携を図ることを目的として毎年開催しており、平成23年度からは東京都、福岡県、北海道に於いて開催したところである。なお、今年度、東京都で行われた会議の成果は、「『所蔵資料等のデジタル化』に取り組む基本的考え方」（平成27年6月9日全国公文書館長会議）として取りまとめ、公表している。

(2) 地方公共団体等で行われる研修等への講師の派遣

館では、地方公共団体等が行う研修会等に館の職員を講師や委員として派遣するなど、各地の公文書館等の運営に関する技術上の指導又は助言等を実施している。これまで、平成23年度から26年度までに181件実施しており、各機関は必要に応じ活用していただきたい。

(3) インターネットを通じた歴史公文書等の横断検索

館では、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化の推進に向けた取組を行っており、現在、全国10箇所公文書館等とインターネットを通じた歴史公文書等の横断検索が可能となっている。今後も積極的に連携していくこととしている。

(平成27年11月時点で横断検索が可能な館：
埼玉県立文書館、東京都公文書館、三重県総合博物館、福井県文書館、京都府立総合資料館、大阪府公文書館、神戸大学大学文書史料室、奈良県立図書情報館、岡山県立記録資料館、福岡共同公文書館。また、公文書館等以外では、国立国会図書館、国立情報学研究所とも可能)